

日本N I E学会規約

第1章 総 則

第1条 本学会は日本N I E学会という。

第2条 本学会の本部は当面の間「横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1 横浜国立大学教育人間科学部 重松克也研究室」内に置く。本部は「日本NIE学会運営委員会内規」で定めた業務を行う。

但しその他の地に支部を置くことができる。

第2章 目的および事業

第3条 本学会は新聞を教育に活用することに関する研究、調査、教育実践ならびにその会員相互の協力を促進し、我が国の教育の発展及び文化の向上に貢献することを目的とする。

第4条 本学会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. N I Eの学術的研究調査
2. 幼・小・中・高・大学・社会人を含めたN I E実践の推進と開発
3. N I E教育の普及・助成
4. 機関誌その他の図書の刊行
5. その他

第3章 会 員

第5条 本学会の会員は次の3種とする。

1. 正会員
2. 法人会員
3. 名誉会員

但し準会員をおくことができる。

第6条 正会員は本会の目的と規約に賛同し、理事会が承認した者とする。

第7条 準会員はN I Eの研究調査に関心を持つ学生で所定の手続きを経て、理

事会が承認した者とする。

第8条 正会員および準会員は所定の会費を納めなければならない。

第9条 法人会員は本学会の趣旨に賛成し、本学会と協同して会の目的を実現しようとする者で、理事会で承認した者とする。

第10条 名誉会員は特に本学会に功勞のあった者で、理事会で承認した者とする。

第4章 役 員

第11条 本学会は次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 理事 若干名
4. 監事 2名

第12条 会長および副会長は理事会において互選し、総会の承認をうる。その任期は総会後の4月1日より2年間とし、再任をさまたげない。

第13条 理事および監事は正会員の中から総会において選任する。

その任期は総会後の4月1日より2年間とし、再任をさまたげない。

第14条 補欠により選任した役員の任期は前2条の規定にかかわらず前任者の任期の残存期間とする。

第15条 会長は本学会を代表する。

会長が故障のある場合には、副会長に、その職務を代行させる。

第16条 理事会は会長および副会長、理事によって構成される。

理事会は総会の議決事項以外の会務を決定する。

理事会は常任理事若干名を互選し、これに各委員会の執行を委任することがで

きる。

第 17 条 理事会の議決は総員の過半数の同意を必要とする。

第 18 条 監事は、会計および会務執行の状況を監査する。

監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

第 19 条 会長は、理事会の承認を得て顧問を置くことができる。

第 5 章 総 会

第 20 条 総会は、本学会の最高議決機関であって、毎年 1 回定期に開くこととし、会長はこれを招集する。

理事会が必要と認めたときは会長は何時でも臨時総会を招集することができる。

正会員の 5 分の 1 以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。

第 21 条 総会の議決は、別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の過半数によって決める。

第 6 章 委 員 会

第 22 条 本学会の活動を促進するために委員会をおくことができる。
各委員会の規則は別に定める。

第 7 章 資 産 お よ び 会 計

第 23 条 本学会の資産は会費、寄附金およびその他の諸収入より成る。

第 24 条 本学会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 25 条 毎年度の予算、決算および財産目録は総会の承認を受けることを要する。

第 8 章 規約の変更・実施 および解散

第 26 条 本規約は、総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意をえなければ、これを改正することができない。

第 27 条 本学会は総会員の 3 分の 2 以上の同意がなければ解散することができない。

第 28 条 本規約を実施するために細則を設けることができる。

附 記

2005. 3. 20 制定・施行

2009. 11. 21 改正

2010. 4. 29 第 2 条事務局記載事項変更

2012. 4. 1 改正

2014. 3. 16 改正

日本 N I E 学会運営委員会 内規

第 1 条 (目的) この内規は日本 N I E 学会規約第 2 2 条にもとづき、運営委員会(以下、委員会と略称)について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 (任務) 委員会は、次の事項に関する活動を行う。

1. 日本 N I E 学会に関する庶務的事項(事業計画、予算・決算等の会計等)の立案、実施

2. 会報の発行

3. 会員管理

4. 各委員会との連絡調整

5. その他理事会が特に付託した事項

第 3 条 (委員) 委員長は常任理事の中から会長が委嘱する。また、委員長は 5 ~ 6 名の委員を会員より委嘱する。以上はいずれも理事会の承認を必要とする。

第 4 条 (任期) 委員長および委員の任期は定期総会から 2 年後の定期総会までとする。ただし再任はさまたげない。

第 5 条 (改正) この内規の改正は理事会の

議を経て総会に報告するものとする。

附則 この内規は2006年11月18日より実施する。